

千葉県地方最低賃金審議会
会長 大澤 克之助 様

7月3日
JAM 千葉県連

千葉県最低賃金ならびに特定(産業別)最低賃金に関する意見書

千葉県最低賃金に関するこれまでの真摯なご対応に敬意を表します。

さて、政府は、新型コロナウイルス感染症の位置づけを5類感染症とし、感染拡大防止と企業活動や経済活動の両立を図る方針を展開している。特に大きく影響を受けていた観光業・ホテル業・旅客業(航空、鉄道等)などの産業でも、コロナ禍の落ち込みから回復しつつある。

ここ数年、労使の懸命な努力により賃金の引き上げは行われてきたが、その波及効果は、千葉県内の中小企業で働く多くの勤労者、パートタイム労働者、有期雇用契約等で働く労働者には十分行き届いていない。それどころか、電気・ガス・水道、食料品や日用品全般の急激な物価上昇により、実質賃金は対前年でマイナス傾向が続いている。働く者の生活を維持し、消費を回復させ、コロナ収束後の経済の自律的成長を実現するためにも、賃上げは一層必要不可欠なものとなっている。

連合が2021年12月に試算した千葉県内の労働者が最低限の生活を営むにあたり必要な賃金水準(※通称「連合リビングウェッジ」)は時間給で1,070円、単身者世帯でも月額177,000円であり、現在の千葉県の最低賃金984円で1日8時間、1か月22日間働いたとしても、この水準を下回っている状況にある。より安心して働ける環境をめざし、また、全国の最低賃金が時間給1,000円以上になるよう、千葉県における引上げに積極的な審議を強く要請するものである。

地域別最低賃金の「全労働者について賃金の最低限を保障する安全網」とは別に、特定(産業別)最低賃金の役割・意義は、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組みを補完する点、公正な賃金設定、企業間における公正競争に資する点にあります。

また、同一産業内の賃金格差是正や人手不足解消に取り組む中で、魅力的な産業を目指して申し出る特定(産業別)最低賃金の金額改正に対しては、労使の前向きな議論が必要です。賃金コストの企業間格差是正、ダンピング競争防止に向けて金額改正の議論をすべきではないかと、おおよそ3割以上の労働者が申出しているということを尊重していただきたく、下記の通り意見を申し出るものです。

記

1. 千葉県最低賃金の改定

全国平均が1,000円以上を目指し、千葉県最低賃金の今年度の引き上げ額を審議すること。

2. 特定(産業別)最低賃金の存続

特定(産業別)最低賃金の存続必要性の審議にあたっては、通常労働者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金(均等・均衡待遇)を実現させるべく、同一産業内の賃金格差是正をめざす目的や意義をもつ特定(産業別)最低賃金を存続させること。

以 上





2023年7月6日

千葉労働局長 岩野 剛 様

日本労働組合総連合会

2023年度最低賃金行政に関する要請書

今年の最低賃金については、ほぼ30年ぶりの賃上げの流れを未組織の労働者へも波及させることが重要です。それは、長年続いてきたデフレマインドから脱却し、千葉県の経済を好循環へ導くためにも必要です。

現下の物価上昇は、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしにこそ大きな影響を及ぼしており、処遇改善は急務です。2022年度改正で千葉県地域別最低賃金は984円となりましたが、当該水準では年間2,000時間働いても年収200万円に満たず、セーフティネットとして不十分です。また、地域間格差も大きな課題であり、東京都とは90円、隣県の埼玉とも3円という額差が地方部から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかけていると考えられます。

この間審議において要望が出されている、中小企業等への支援策についてもしっかりと対応していかなければなりません。

こうした認識のもと、最低賃金の実効性を担保すべく下記の事項に取り組みられるよう要請いたします。

記

1. 地域別最低賃金について

(1) 労働の対価としてふさわしい水準に向けた額の決定

- 地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしい水準を 目指すとともに、地域間格差の是正をすすめるよう、事務局として努力すること。
- 地域別最低賃金の決定は、公労使で議論を尽くした、説得力のある金額を示すことのできるよう審議会運営をはかること。

(2) 早期発効に向けて

- 最低賃金引き上げの早期発効は全労働者の利益である。そのため、中央最低

賃金審議会の目安の答申が出された以降速やかに審議会を開催し、10月1日を軸により早期の発効に最大限配慮すること。同時に、中央最低賃金審議会の審議や答申の丁寧な周知がはかれるよう、指導を徹底すること。

2. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備

(1) 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

- 中小・零細模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。

(2) 業務改善助成金の活用促進

- 業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小・零細事業者が活用しやすい環境を整備すること。

3. 最低賃金の履行確保

(1) 監督行政の強化等

- 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。
- 最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底をはかること。その際は、県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携をはかること。
- 最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

(2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

- 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、県庁および自治体に対して指導を強化すること。

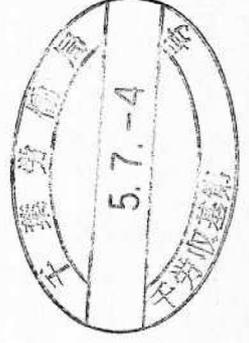
以上

千葉県の最低賃金をただちに
時給1,500円以上に引き上げるとともに、
地域間格差の解消を求めめる要請書

7184 筆

7月4日

取扱団体 千葉県労働組合連合会



千葉県の最低賃金をただちに時給 1500 円以上に引き上げるとともに、

地域間格差の解消を求める要請書

千葉地方最低賃金審議会会長 様

厚生労働大臣 様

中央最低賃金審議会会長 様

■ 要 請 趣 旨 ■

労働基準法第一条は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。私たちは8時間働けば人間らしい生活ができる最低賃金の実現を求めます。

現在の千葉県における最低賃金は時給 984 円であり、法定労働時間で換算すると年収は 200 万円程度にしかならない状況にあります。この金額は年収 200 万円未満のワーキングプアと位置付けられる低所得者とほぼ同じ水準であり、「働きがい」があるとは言えません。特に今年は歴史的な物価高の中で労働者のいのちとくらしを守るため、ただちに時給 1500 円以上に改定していただくよう要請します。

また最低賃金の地域間格差が年々広がり、時給で 219 円にも及んでおり、労働人口の流動による地方の人口減を加速させる要素のひとつとなっているものと考えます。地方の地域経済を下支えし、人口減少に歯止めをかけ、地域経済を再生するために全国一律最低賃金とすることを求めます。

新型コロナウイルス感染拡大や物価高による資材高騰の影響で、売上げが激減している企業が多くあります。最低賃金の引き上げに当たっては、大企業の内部留保金に適正課税をして財源を確保し、中小企業・小規模事業者に対して、最低賃金の引き上げを保障する特別な財政措置（持続化給付金再給付や家賃補助、社会保障費の事業者負担分の軽減など）の拡充を要請します。

■ 要 請 項 目 ■

1. 千葉県の最低賃金をただちに時給 1500 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため中小企業・小規模事業者に対する各種助成金を拡充すること。

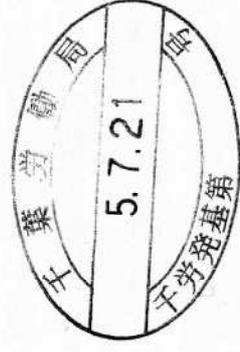
氏 名	住 所
[Redacted Signature and Address]	

千葉県の最低賃金をただちに
時給1500円以上に引き上げるとともに、
地域間格差の解消を求めらる要請書

1195筆

7月21日

取扱団体 千葉県労働組合連合会



2023年7月21日

千葉地方最低賃金審議会委員 各位

千葉県労働組合連

2023年度千葉地方最低賃金額改定の日安検討にあたっての意見

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆様にご心から敬意を表します。今年度の千葉県の最低賃金改定にかかわり、千葉県労働組合連合会（千葉労連）としての意見を以下の通り述べ、検討に反映されるよう求めます。

4月の消費者物価は、総合指数で前年当月比3.5%上昇し、生活必需品(基礎的支出項目)では、4.2%も上昇しています。一方、実質賃金はマイナス3.0%(2023年4月)、13カ月連続で減少となっています(厚生労働省・毎月勤労統計調査)。実質賃金が年度を通じて減少したのは、消費税増税時以来8年ぶり、世界的なインフレ、物価高騰のもとで「賃金のあがらない国・ニッポン」の異常さがますます際立っています。

物価の高騰は所得の低い人への影響が大きく、格差の拡大にもつながります。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で苦しい生活を強いられてきている非正規雇用労働者などにとっては、所得の減少に加えて物価上昇で二重の打撃となります。今年度の最低賃金の改定にあたって、物価の高騰から生活を守るためにも最低賃金の物価上昇率を上回る大幅な引き上げを求めるものです。

最低賃金法は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」としています。

「経済財政運営と改革の基本方針2023」が閣議決定され、最低賃金は地域間格差にも配慮し、できる限り早期に全国加重平均で1000円以上を目指すことを打ち出しました。しかし、「平均1,000円」は、2010年の政労使による「雇用戦略対話」合意で「2020年までに全国平均1,000円を目指す」としていたもので、すでに3年も遅れているものです。私たちの要求である全国一律1,500円以上とはほど遠い状況が続いています。

千葉県の昨年の最低賃金改定では時間額984円となりましたが、この水準では法定1日8時間労働で週5日勤務と仮定した場合、月額約160,000円、年額約1,900,000円にしかならず、いわゆるワーキングプアの状況にあります。この金額ではまともな生活を送ることは困難であり、ダブルワークもしくはトリプルワークをしている労働者も大勢います。

また、千葉労連が実施した自治体非正規職員の賃金実態調査では、2022年4月1日時点の時間額が2022年10月1日の最低賃金改定に伴って引上げが必要となった、もしくは改定を見込んで984円に設定した自治体は46市町村ありました。このことは、非正規労働者の多くの賃金が最低賃金を目安とされ、地場賃金を低く抑える要因ともなっており、その結果、人口減少や必要な職種の労働者不足といった問題に波及しています。千葉県の場合、隣接している東京都と最賃が時間額で88円格差がありますし、全国では時間額219円も格差があるため、地方から労働者の流出をさらに促し、地域経済の発展を阻害する一因であるとして、自治体から意見書などの形で格差の縮小・解消を求める声が大きく広がっています。

最低賃金審議会は、当該地方の最低賃金の改定を審議し答申を行うことを任務としていることと認

識していますが、最低賃金を審議する要素のひとつに使用者側の支払い能力があることから、最低賃金の改定額を審議するにあたって、とりわけ中小企業・小規模事業者に対する支援対策についても検討する必要があると考えます。最低賃金審議会として、具体的な指標が示されないような「支払能力」に執着するのではなく、生計費原則などの生活実態にウエイトを置いた審議を行うことを期待します。最低賃金の凍結や抑制は、経済に対する負の効果しかありません。

日本の最低賃金は、先進諸国中で最も低水準の国に属し、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことすら困難にするだけでなく、労働者・国民の消費購買力を押しとどめることによって地方経済の疲弊をも招いています。最低賃金 1500 円以上、全国一律制の実現は、非正規雇用労働者だけでなく、労働者全体の賃金底上げと消費購買力向上による日本経済の好循環をも生み出すこととなります。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給 1,500 円以上に引き上げることが求められます。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすくして行政の力強い支援策の拡充は不可欠です。今年の千葉県最低賃金の改定のための審議を行うにあたって、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定にもとづき、下記のとおり意見を申し出るものです。

記

1. 地域別最低賃金については時間額 1,500 円へと引き上げる方向で審議を行なっていただきたい。全国情勢等からやむを得ず、今年は直ちに時間額 1,500 円以上とすることができない場合でも、来年には時間額 1,500 円に到達する目標を明らかにして、今年度の引上げ額を答申していただきたい。
2. 都道府県によって不合理な格差を前提とする現行の最賃法を改正して、全国全産業一律最低賃金制度を創設するよう答申で政府に求めていただきたい。
3. 最低賃金と生活保護との整合性をはかる算定方法については、以下の点を考慮した手法を採用するよう、政府に求めていただきたい。
 - ① 生活保護の級地については、県庁所在地である千葉市の値を用いること。
 - ② 勤労に伴う必要経費について配慮するため、「勤労控除」を含めて算定すること。
 - ③ 住宅扶助については支給実績ではなく、特別基準額を用いること。
 - ④ 生活保護を時間換算するにあたって、月 150 時間で計算すること。
 - ⑤ 公課負担（税・社会保険料）補正をする際、千葉の数値で補正すること。
4. 千葉地方最低賃金審議会において、意見陳述の場を設けていただきたい。
5. 最低賃金改定の審議に当たって、検討要素のひとつに使用者側の支払い能力があることから、中小企業、小規模事業者への負担軽減対策として支援制度の拡充を政府に求めていただきたい。

以上



千葉県労働局
局長 岩野 剛 殿

千葉県内地区労・ユニオン交流

市原地区労働組合協議会
君津・木更津地区労センター
習志野地区労働組合協議会
八千代地区労働組合協議会
労働組合千葉県なのはなユニオン
ユニオン市原
千葉スクラムユニオン
京葉ユニオン
JAL 被解雇者労働組合

最低賃金の抜本的な改正を求める意見書

光熱費・物価の高騰が続き、生活困難が広がっています。

この物価高騰下であるにも関わらず、給料や時給が十分に上がらず、実質賃金は低下しています。

一方、海外をみると同様に物価高騰が起きていますが、各国は賃金の引き上げ対策を講じています。アメリカのロサンゼルス市では昨年7月に時給15ドルから16.04ドル（約2,161円）に引き上げられ、オーストラリアでは最低賃金が7月から8.7%引き上げられ時給23.23豪ドル（日本円で約2,230円）となりました。ドイツでも2024年から時給12.41ユーロ（約1,790円）、2025年から時給12.82ユーロ（約1,849円）に引き上げられることが決まっています。

しかし、日本では最低賃金が抜本的に引き上げられる様子がありません。正社員の賃金ですら、最低賃金付近の労働者が増加しています。特に重要な社会サービスを担う介護労働者や保育労働者などのエッセンシャルワーカーの多くが最低賃金レベルで働いています。

最低賃金はかつてのような家計補助的な労働に対する賃金設定とは異なる次元の社会的な影響をもつようになっており、最低賃金の動向は多くの労働者に影響するとともに、貧困や格差の広がり食い止める役割を担う、そのような社会的位置付けに変化しています。また、最低賃金の地域間格差が広がっており、地方からの人口流失や地域経済の疲弊も問題となっています。

私たちは最低賃金の抜本的引き上げと全国一律・最低賃金1500円以上を求めます。



2023年7月24日

千葉地方最低賃金審議会委員 各位



郵政産業労働者ユニオン浦安支部

千葉県から全国一律最賃制度を求める意見書

第1 意見の趣旨

- 1 東京都と千葉県の最低賃金を「比率」ではなく「実額差」を是正し、千葉県から社会的政策としての最低賃金大幅引き上げを行い地域間格差是正に踏み出すことを求めます。
- 2 三要素の決定にあたって、資料の精査を求めます。
- 3 審議会の公開を広げ、広く労使の意見陳述の機会がもうけられるよう求めます。

第2 意見の理由

私たち郵政産業労働者ユニオン浦安支部(浦安市東野1-6-1浦安郵便局内)は、千葉県の事業所で働く労働者を組織している労働組合です。

組合員のほとんどは時給制の非正規社員であり、その賃金は①最低賃金、②正社員の調整手当支給区分が甲地以上か否か(国家公務員の調整手当支給区分とも異なり首都圏では東京都・神奈川県に著しく偏る)、③アルバイト募集対策の雇用促進手当の上積み(東京支社の郵便局の方が千葉県など関東支社の郵便局より高い)がベースで二重三重に東京都との地域間格差を生む賃金体系ですが、会社は「最低賃金には生計費が反映されている」ことを理由に、同一企業で同じ職務でありながらこの時給格差が生まれています。

こうした問題は千葉県に限らず、埼玉県草加郵便局が足立区と①90円+②50円+③20円の計160円的最賃格差でアルバイトが集まらず越谷市内で募集チラシを配布したり、近畿では大阪府で時給制契約社員雇用して、正社員を地方に玉突き配転するなど産業全体にゆがみをもたらしているものと考えます。

実際はここまでの最低賃金の地域間格差は生計費で片付けられるものではなく、世界でもまれな同じ経済圏の中で地域別最賃制度によって決定する制度にあり、中賃答申が「実額差」を広げながら「率」で地域間格差を改善したという姿勢にあると考えます。しかし近年の中賃の目安答申に、全労連ローカルセンターの意見陳述が初めて実現する地方審議会もあり2~4円の上積みが起きました。日本の最低賃金の構造に地方から問題提起をしたものと考えます。

しかし、5月4日「中央最低賃金審議会目安答申の在り方に関する全員協議会報告」では、ランク制を維持しています。5年後の目安安全協まで東京都同一のAランクで88円的最賃格差が放置されるのか、物価高騰でも茨城県などさらに低い地域を考慮することで3%に抑制される構造がつづき、そもそも最賃時給1000円から上がらないのかと職場では聞かれています。

社会的・経済的政策と位置づけ中小企業を支援しながら千葉県の最低賃金を大幅に引き上げることにより東京都との最賃格差是正し、地域間格差を是正しながら内需を拡大することにより経済も活性化させ、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という最低賃金法の趣旨に沿って時給1500円を目指す大幅引き上げを求めます。

最低賃金の三要素の決定について、使用される資料の精査を求めます。

「生計費」について人事院「標準生計費」は公的機関の算出する唯一の生計費指標として活用されていますが、恣意的な算定手法により金額が抑えられているものと考えます。1991年まで一部をマーケットバスケット方式による理論生計費で算定していましたが、現在は家計調査結果を「並数階層」の水準に置き換えるという手法を用いているものと思います。「並数階層による値」で最頻地の幅も明らかではなく、家庭によってどこを節約しているかが違う中でいたすらに金額を抑制するものと考えます。また費用別・世帯人員別生計費概算乗数を抑制することにより金額を抑制していますが、この数値的根拠も不明瞭です。

「賃金相場」についても、郵政を代表例として現在の地域間格差を反映される賃金制度が賃金相場に悪影響を与えていることを考慮しなければなりません。同時にEUでは、最低賃金を「賃金中央値の60%、平均賃金の50%以上のいずれか」とするようを求めるEU指令が出され、英国は「賃金中央値の3分の2」、ドイツは「賃金中央値の60%」を根拠とした額となっています。しっかりとした数値によって最低賃金を決定することを求めます。

「事業の支払い能力」については、東京などと同一経済圏の中で下請け関係・取引関係が構築されており、各県の経済活動の違いを理由に最低賃金の地域間格差まで決定することは問題です。逆進性の高い消費税率も、医療費も、郵便料金も全国一律であり、むしろ労働者の低い賃金が購買力を低下させ、地域経済にも悪影響を与えているものと考えます。むしろ地域経済を活性化させるために中小企業支援とセットで経済政策として東京と同額とすることが必要です。

また、ジョージ・J・スティグラの主張など最低賃金引き上げは雇用喪失を生むとするとするマクロ経済学の中で伝統的に引き継がれてきた見解について、D・カードによる最賃引き上げと雇用量との間に関係制を認めることが出来なかった研究(1992年)や、D・カードとA・クルーガー(1994年)による最賃引き上げ州と隣州とのファストフード店の比較で最賃引き上げに関する雇用喪失効果は認められないとする研究以降、国内外の研究がすすみ、近年受け止めが変わっているとされています。こうした中であって90年代までのマクロ経済学的見解と有効求人倍率を結びつけて現在の地域間最賃を容認することのないよう求めます。

最後に、審議会の公開を広げ労働組合の大小や潮流にかかわらず広く意見陳述の機会をもうけ、傍聴席も増やすなど審議会の公開を広げていただくよう求めます。

以上

千夕協発第39号
令和5年7月31日

千葉地方最低賃金審議会
会長 大澤克之助様

一般社団法人千葉県タクシー協会

千葉県最低賃金改定に当たっての意見提出について

謹啓、平素はタクシー乗務員の労働条件の改善に格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、千葉県最低賃金は平成19年以降、大幅な引き上げが続いており、この10年間で207円、率にして27%もの引上げとなっております。また、令和元年の千葉県最低賃金は、時間額が923円に改正(28円引上げ)、令和3年に28円引上げ、昨年の千葉県最低賃金も、時間額が984円に改正(31円引上げ)されましたが、この引き上げ額は、平成14年度から地域別最低賃金額の表示単位が時間額のみを表示になって以来、過去最高となっております。

このような中、この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、ハイヤー・タクシー事業におきましても極めて深刻であり、地方創生の担い手であり、国民生活を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、観光客の激減、各種イベントの中止、テレワークの進出、外出の自粛要請などにより、タクシーによる輸送人員、営業収入が一時は約4割から半分まで落ち込みましたが、その後徐々に回復してきているものの、未だ、9割程度しか回復しておらず、今後においても予断を許さない状況であり、経営が危機的状況に陥り、事業の休止・廃止も余儀なくされている状況にあります(コロナ禍で12社が事業廃止)。

特に多くのタクシー事業者においては歩合給という賃金制度を採用していることから、営業収入の激減は、直接最低賃金割れを引き起こし、不足分を事業者が全額負担しなければならない状況にあり、地域公共交通機関であるタクシー事業の経営基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招いておりますが、国民の安定的な生活の確保、社会の安定の維持の観点から、国からの事業継続の要請を受けて日夜懸命の努力を続けております。

つきましては、貴会におかれましては、来月1日の千葉県最低賃金の改定の審議におきまして、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨に、なお一層のご斟酌を賜りますとともに、タクシー事業の実情にご理解を賜り、千葉県最低賃金改定額を調査審議の上、答申されるに当たりましては、是非とも、過去の危機時に示された目安と同様に、これ以上の引上げを示されぬよう強く要望いたしますので、慎重の上にも慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

